



昭和三十五年十一月二十一日 参議院会議録第七号 議長の報告

同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を  
第三十七回国会政府委員に任命すること  
とを承認した旨回答した。

津波対策事業に関する特別措置法案の一部を改正する法律案

の一部を負担し、又は補助する事業にあつては、これらの規定にかかるわらず、国の負担率又は補助率を三分の二とし、その他の事業に

**(定義)**  
第二条 この法律において「中國地方」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域をい

は、内閣總理大臣を通じて、関係行政機關の長に対し、意見を申し出る」ことができる。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十一月十七日

參議院議長 清瀬一郎

○議長(松野直平君) これより本日の  
会議を開きます。

## 田程第一 暦和三十五年五月のナリ

ける津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、

衆議院送付

### 日程第三、北陸地方開発促進法案

(いすれも衆議院提出)、

田程第四、四国地方開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院

院送付)、

以上四案を一括して議題とする」と  
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野龍平君) 御異議なしと認めたま  
めます。まず委員長の報告を求めま

建設委員長鶴浦鹿藏君  
〔審査報告書は都合により追録に〕

### 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における

昭和三十五年十一月二十一日 参議院会議録第七号 会議  
昭和三十五年五月  
を改正する法律案外三件

会議 昭和三十五年五月  
を改正する法律案外三件

昭和三十五年十二月二十一日 参議院会議録第七号 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律三件

者たちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののはか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、國、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施について、その所掌する事項に關して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

2 前項の規定は、開発促進計画に

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るために、必要な調整を行なうものとする。

4 (開発促進計画の実施に要する経費)

第十一條 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、國の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との關係)

第十二條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものと実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合には、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとす

基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建の規定により財政の再建を行なうに改正する。

4 (総理府設置法の一部改正)

第百二十七号の一部を次のよう

に改正する。

第十五条第一項の表中四国地方開発審議会の項の次に次のよう

ように改正する。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、政令で定める日から施行する。

(施行期日)

2 前項ただし書に規定する政令は、開発促進計画作成の場合の特別措置)

3 (開発促進計画作成の場合の特別措置)

4 (開発促進計画の実施に要する経費)

5 (開発促進計画の実施に要する経費)

6 (開発促進計画の実施に要する経費)

7 (九州地方開発促進法の一部改正)

8 (九州地方開発促進法の一部改正)

9 (九州地方開発促進法の一部改正)

10 (九州地方開発促進法の一部改正)

11 (九州地方開発促進法の一部改正)

12 (九州地方開発促進法の一部改正)

13 (九州地方開発促進法の一部改正)

14 (九州地方開発促進法の一部改正)

15 (九州地方開発促進法の一部改正)

16 (九州地方開発促進法の一部改正)

17 (九州地方開発促進法の一部改正)

18 (九州地方開発促進法の一部改正)

19 (九州地方開発促進法の一部改正)

20 (九州地方開発促進法の一部改正)

21 (九州地方開発促進法の一部改正)

22 (九州地方開発促進法の一部改正)

23 (九州地方開発促進法の一部改正)

24 (九州地方開発促進法の一部改正)

25 (九州地方開発促進法の一部改正)

26 (九州地方開発促進法の一部改正)

27 (九州地方開発促進法の一部改正)

28 (九州地方開発促進法の一部改正)

29 (九州地方開発促進法の一部改正)

30 (九州地方開発促進法の一部改正)

31 (九州地方開発促進法の一部改正)

32 (九州地方開発促進法の一部改正)

33 (九州地方開発促進法の一部改正)

34 (九州地方開発促進法の一部改正)

35 (九州地方開発促進法の一部改正)

36 (九州地方開発促進法の一部改正)

37 (九州地方開発促進法の一部改正)

38 (九州地方開発促進法の一部改正)

39 (九州地方開発促進法の一部改正)

40 (九州地方開発促進法の一部改正)

41 (九州地方開発促進法の一部改正)

42 (九州地方開発促進法の一部改正)

43 (九州地方開発促進法の一部改正)

44 (九州地方開発促進法の一部改正)

45 (九州地方開発促進法の一部改正)

46 (九州地方開発促進法の一部改正)

47 (九州地方開発促進法の一部改正)

48 (九州地方開発促進法の一部改正)

49 (九州地方開発促進法の一部改正)

50 (九州地方開発促進法の一部改正)

51 (九州地方開発促進法の一部改正)

52 (九州地方開発促進法の一部改正)

53 (九州地方開発促進法の一部改正)

54 (九州地方開発促進法の一部改正)

55 (九州地方開発促進法の一部改正)

56 (九州地方開発促進法の一部改正)

57 (九州地方開発促進法の一部改正)

58 (九州地方開発促進法の一部改正)

59 (九州地方開発促進法の一部改正)

60 (九州地方開発促進法の一部改正)

61 (九州地方開発促進法の一部改正)

62 (九州地方開発促進法の一部改正)

63 (九州地方開発促進法の一部改正)

64 (九州地方開発促進法の一部改正)

65 (九州地方開発促進法の一部改正)

66 (九州地方開発促進法の一部改正)

67 (九州地方開発促進法の一部改正)

68 (九州地方開発促進法の一部改正)

69 (九州地方開発促進法の一部改正)

70 (九州地方開発促進法の一部改正)

71 (九州地方開発促進法の一部改正)

72 (九州地方開発促進法の一部改正)

73 (九州地方開発促進法の一部改正)

74 (九州地方開発促進法の一部改正)

75 (九州地方開発促進法の一部改正)

76 (九州地方開発促進法の一部改正)

77 (九州地方開発促進法の一部改正)

78 (九州地方開発促進法の一部改正)

79 (九州地方開発促進法の一部改正)

80 (九州地方開発促進法の一部改正)

81 (九州地方開発促進法の一部改正)

82 (九州地方開発促進法の一部改正)

83 (九州地方開発促進法の一部改正)

84 (九州地方開発促進法の一部改正)

85 (九州地方開発促進法の一部改正)

86 (九州地方開発促進法の一部改正)

87 (九州地方開発促進法の一部改正)

88 (九州地方開発促進法の一部改正)

89 (九州地方開発促進法の一部改正)

90 (九州地方開発促進法の一部改正)

91 (九州地方開発促進法の一部改正)

92 (九州地方開発促進法の一部改正)

93 (九州地方開発促進法の一部改正)

94 (九州地方開発促進法の一部改正)

95 (九州地方開発促進法の一部改正)

96 (九州地方開発促進法の一部改正)

97 (九州地方開発促進法の一部改正)

98 (九州地方開発促進法の一部改正)

99 (九州地方開発促進法の一部改正)

100 (九州地方開発促進法の一部改正)

101 (九州地方開発促進法の一部改正)

102 (九州地方開発促進法の一部改正)

103 (九州地方開発促進法の一部改正)

104 (九州地方開発促進法の一部改正)

105 (九州地方開発促進法の一部改正)

106 (九州地方開発促進法の一部改正)

107 (九州地方開発促進法の一部改正)

108 (九州地方開発促進法の一部改正)

109 (九州地方開発促進法の一部改正)

110 (九州地方開発促進法の一部改正)

111 (九州地方開発促進法の一部改正)

112 (九州地方開発促進法の一部改正)

113 (九州地方開発促進法の一部改正)

114 (九州地方開発促進法の一部改正)

115 (九州地方開発促進法の一部改正)

116 (九州地方開発促進法の一部改正)

117 (九州地方開発促進法の一部改正)

118 (九州地方開発促進法の一部改正)

119 (九州地方開発促進法の一部改正)

120 (九州地方開発促進法の一部改正)

121 (九州地方開発促進法の一部改正)

122 (九州地方開発促進法の一部改正)

123 (九州地方開発促進法の一部改正)

124 (九州地方開発促進法の一部改正)

125 (九州地方開発促進法の一部改正)

126 (九州地方開発促進法の一部改正)

127 (九州地方開発促進法の一部改正)

128 (九州地方開発促進法の一部改正)

129 (九州地方開発促進法の一部改正)

130 (九州地方開発促進法の一部改正)

131 (九州地方開発促進法の一部改正)

132 (九州地方開発促進法の一部改正)

133 (九州地方開発促進法の一部改正)

134 (九州地方開発促進法の一部改正)

135 (九州地方開発促進法の一部改正)

136 (九州地方開発促進法の一部改正)

137 (九州地方開発促進法の一部改正)

138 (九州地方開発促進法の一部改正)

139 (九州地方開発促進法の一部改正)

140 (九州地方開発促進法の一部改正)

141 (九州地方開発促進法の一部改正)

142 (九州地方開発促進法の一部改正)

143 (九州地方開発促進法の一部改正)

144 (九州地方開発促進法の一部改正)

145 (九州地方開発促進法の一部改正)

146 (九州地方開発促進法の一部改正)

147 (九州地方開発促進法の一部改正)

148 (九州地方開発促進法の一部改正)

149 (九州地方開発促進法の一部改正)

150 (九州地方開発促進法の一部改正)

151 (九州地方開発促進法の一部改正)

152 (九州地方開発促進法の一部改正)

153 (九州地方開発促進法の一部改正)

154 (九州地方開発促進法の一部改正)

155 (九州地方開発促進法の一部改正)

156 (九州地方開発促進法の一部改正)

157 (九州地方開発促進法の一部改正)

158 (九州地方開発促進法の一部改正)

159 (九州地方開発促進法の一部改正)

160 (九州地方開発促進法の一部改正)

161 (九州地方開発促進法の一部改正)

162 (九州地方開発促進法の一部改正)

163 (九州地方開発促進法の一部改正)

164 (九州地方開発促進法の一部改正)

165 (九州地方開発促進法の一部改正)

166 (九州地方開発促進法の一部改正)

167 (九州地方開発促進法の一部改正)

168 (九州地方開発促進法の一部改正)

169 (九州地方開発促進法の一部改正)

170 (九州地方開発促進法の一部改正)

171 (九州地方開発促進法の一部改正)

172 (九州地方開発促進法の一部改正)

173 (九州地方開発促進法の一部改正)

174 (九州地方開発促進法の一部改正)

175 (九州地方開発促進法の一部改正)

176 (九州地方開発促進法の一部改正)

177 (九州地方開発促進法の一部改正)

178 (九州地方開発促進法の一部改正)

179 (九州地方開発促進法の一部改正)

180 (九州地方開発促進法の一部改正)

181 (九州地方開発促進法の一部改正)

182 (九州地方開発促進法の一部改正)

183 (九州地方開発促進法の一部改正)

184 (九州地方開発促進法の一部改正)

185 (九州地方開発促進法の一部改正)

186 (九州地方開発促進法の一部改正)

187 (九州地方開発促進法の一部改正)

188 (九州地方開発促進法の一部改正)

189 (九州地方開発促進法の一部改正)

190 (九州地方開発促進法の一部改正)

191 (九州地方開発促進法の一部改正)

192 (九州地方開発促進法の一部改正)

## (北陸地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、北陸地方開発審議会の審議を経て、北陸地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、北陸地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 地方公共団体は、開発促進計画に關し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(北陸地方開発審議会の設置)

第四条 総理府に、北陸地方開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、北陸地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、委員会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、

は、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

第六条 審議会は、委員二十八人以内で組織する。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員二十八人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者

二 參議院議員のうちから参議院が指名する者

三 地方行政機関の職員

四 地方議員のうちから地方議院が指名する者

五 関係市長を代表する者

六 関係町村長を代表する者

七 開発促進計画に関する学識経験のある者

八 開発促進計画に関する事務の経験ある者

九 開発促進計画に関する事務の経験ある者

十 一人

十一 一人

十二 一人

十三 一人

十四 一人

十五 一人

十六 一人

十七 一人

十八 一人

十九 一人

二十 一人

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 委員及び専門委員は、非常勤とする。

10 委員及び専門委員は、非常勤とする。

11 委員及び専門委員は、非常勤とする。

12 委員及び専門委員は、非常勤とする。

13 委員及び専門委員は、非常勤とする。

14 委員及び専門委員は、非常勤とする。

15 委員及び専門委員は、非常勤とする。

16 委員及び専門委員は、非常勤とする。

17 委員及び専門委員は、非常勤とする。

18 委員及び専門委員は、非常勤とする。

19 委員及び専門委員は、非常勤とする。

20 委員及び専門委員は、非常勤とする。

21 委員及び専門委員は、非常勤とする。

22 委員及び専門委員は、非常勤とする。

23 委員及び専門委員は、非常勤とする。

24 委員及び専門委員は、非常勤とする。

25 委員及び専門委員は、非常勤とする。

26 委員及び専門委員は、非常勤とする。

27 委員及び専門委員は、非常勤とする。

28 委員及び専門委員は、非常勤とする。

29 委員及び専門委員は、非常勤とする。

30 委員及び専門委員は、非常勤とする。

31 委員及び専門委員は、非常勤とする。

長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るために、必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るために、必要な調整を行なうものとする。

4 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

5 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

6 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

7 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

8 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

9 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

10 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

11 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

12 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

13 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

14 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

15 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

16 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

17 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

18 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

19 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

20 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

21 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

22 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

23 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

24 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

25 経済企画庁長官は、毎年度、開発促進計画の実施に要する経費

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十五条第一項の表中「中国地方開発審議会の項の次に次のように加える。」

1 長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画につ

て、当該事業にかかる法律(これ

に基づく命令を含む。)の規定に従

い、國、地方公共団体その他の者

が実施するものとする。

3 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画につ

て、当該事業にかかる法律(これ

に基づく命令を含む。)の規定に従

い、國、地方公共団体その他の者

が実施するものとする。

4 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画につ

て、当該事業にかかる法律(これ

に基づく命令を含む。)の規定に従

い、國、地方公共団体その他の者

が実施するものとする。

5 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画につ

て、当該事業にかかる法律(これ

に基づく命令を含む。)の規定に従

い、國、地方公共団体その他の者

が実施するものとする。

4 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

5 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

6 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

7 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

8 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

9 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

10 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

11 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

12 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

13 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

14 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

15 第四条第二十号のヲの次に次の

法律で定めるものとする。

16 第四条第二十号のヲの次に次の

五

五五

ワ 北陸地方開発促進法（昭

和三十五年法律第  
二号)

第九条に次の一号を加える。

## 十一 北陸地方の開発の促進に 関すること。

〔卷五〕  
〔著者評論書評都合集〕  
〔近錄〕

四国地方開発促進法の一部を改正する法律案

參議院議長 松野鶴平殿

## （小字及び――は衆議院修正） 四国地方開発促進法の一部を改正 する法律案

(小字及び――は衆議院修正)

四国地方開発促進法の一部を改

四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の一部を次のよ

第十二条の見出しを「(地方財政再建促進特別措置法の特例)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の財政再建団体に係る開

発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に該当するものうち、大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めることにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国負担割合の百分の百・十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国負担割合を定めるものとする。

本則中第十二条の次に次の一条を加える。

(財政再建団体以外の県に関する特例)

第十三条 前条第一項の財政再建団体以外の県で内閣総理大臣が当該県の財政の状況を勘案して指定するものに係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に相当するものうち、自治大臣が経済企画庁の負担割合を定めることにより、当該県の負担割合は、政令で定めることにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国負担割合の百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるよう、に国の負担割合を定めるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 四国地方開発促進計画に基づく事業を実施する県でこの法律の施行の際現に単独財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五条)第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なうものについては、当該県が同法同条第二項の規定により財政の再建を行なう限り、この法律による改正後の四国地方開発促進法第十三条の規定にかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項並びにこの法律による改正後の四国地方開発促進法第十二条第三項の規定を準用する。

12<sup>3</sup> この法律による改正後の四国地方開発促進法第十二条第三項〇(前項において準用する場合を含む。)及び第十三条の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔福浦鹿藏君登壇、拍手〕

○福浦鹿藏君 ただいま議題となりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるよう前に負担割合を定めるものとする。

さす、昭和三十五年五月のチリ地震による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

次に、中国地方開発促進法案及び北陸地方開発促進法案について一括して申し上げます。

両法案の趣旨は、中国及び北陸地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与しようとするも

この法律は、公布の日から施行する。

本法案は本年六月成立いたしましたが、本改正案は、津波対策事業の実施並を促進するため國の負担の特例等を定めるものでありますて、その要旨は、

のでありまして、中國地方とは、鳥  
取、島根、岡山、広島及び山口の五  
県、北陸地方とは、富山、石川及び福

する點でこの法律の施行の際現に地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第二百九十九号）第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なうものについては、当該県が同法同各項の規定により財政の再建を行なう間に限り、この法律による改正後の四国地方開発促進法第十三条の規定にかかわらず、地方

地方公共団体またはその機関が法令で定める地域において事業を施行する場合においては、国はその経費の三分の二を負担し、また、国が直轄で施行する場合の地方公共団体の費用の負担についても三分の一に軽減しようとするものであります。

井の三県の区域としております。その要旨を申し上げますと、内閣總理大臣は、これらの法律に基づき設置される中國地方開発審議会、北陸地方開発審議会の議を経て、それぞれの地方開発促進計画を作成し、その計画に基づい

基づく政令、第二十一条並びに第二十二条第一項及び第二項並びにこの法律による改正後の四国地方開発促進法第十二条第三項の規定を適用する。

この法律による改正後の四国地方開発促進法第十一条第三項〇及び第十三条の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

○福浦鹿藏君登壇、拍手  
〔福浦鹿藏君登壇、拍手〕

改正する法律案外三法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

チリ地震被災地帶事業は、被災地帶の後進性と災害の常襲的地域性があることにかんがみ、災害復旧の完成とともに完了するよう政府において特段の措置を講すべきである。右決議する。

措置を必要とする場合には、それぞれ別に法律で定めることとしたしております。

かくて質疑を終了、討論、採決の結果、両案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、両案について次の附帯決議を付することに決定いたしました。

各種の地方開発促進法案がしばしば提出される所以は、

- 一、国土総合開発法の運用の不徹底特に本法における地方総合計画の樹立に対する政府の熱意の不足、
- 二、地方財政の地域的貧富の不均衡にある。

よって政府は右の点に留意し国土総合開発法を再検討すべきである。

右決議する。  
といふものであります。

四国地方開発促進法は昭和三十五年四月二十八日から施行され、本年十一月開発促進計画の決定を見たのであります。本改正案は、この開発促進計画に基づく事業のうち、重要なものに要する経費に対する国の負担割合を引き上げ、同地方の開発事業の促進をはかるうとするものであります。すなわち、第一に、財政再建団体である県については、東北及び九州の開発促進法に準じて、国の負担率を通常の負担率より二割引き上げることとし、第二に、現に歳入欠陥を生じた団体である県につ

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致をもつて可決せられました。

委員会における質疑の内容は、会議録でごらん願いたいと思います。討論には別に発言がなく、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

いても、財政再建団体と同様、国の負担率を二割引き上げることとし、第三に、その他の県のうち、内閣総理大臣が指定する県に対しても、国の負担率を通常の負担率の二割以内において政令で定める割合だけ引き上げることといたしております。なお、以上の措置により、国の負担率が引き上げられた結果、当該県の負担割合が一割未満となる場合には、一割となるよう、国の負担率を定めることといたしております。

日程第七、防衛省職員給与法の一部を改正する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正審決した。よつて国会法第八十三条规定により送付する。

第二条第六号中「附則第二十二項」を「附則第二十五項」に改める。  
第五条第一項中「俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

二十四月】を二十四月【その他の給付】の幅の最高額である場合にあつては、十八月】に改める。  
第九条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(初任給調整手当)  
第十条の三 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる官職で人事院規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から三年以内の期間、月額二千円をこえない範囲内の額を、採用の日から一年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の四 第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第二十二条第一項中「三千円」を「四千七百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

年を経過する」とにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の四第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改め  
「四千七百円」に改める。  
別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

## イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額 円							
1	80,700	58,100	38,600	25,700	19,200	14,800	12,000	8,100 8,000
2	83,800	61,200	41,000	27,200	20,500	15,900	12,900	8,300
3	86,900	64,300	43,400	28,700	21,800	17,000	13,800	8,600
4	90,000	67,400	45,800	30,200	23,100	18,100	14,800	8,900
5	93,100	70,500	48,200	31,700	24,400	19,200	15,800	9,300
6	96,200	73,600	50,600	33,200	25,700	20,300	16,900	10,200
7	99,300	76,700	53,100	34,700	27,000	21,400	18,000	11,100
8	102,400	79,800	55,600	36,200	28,300	22,500	19,100	12,000
9	105,500	82,900	58,100	37,700	29,600	23,700	20,200	12,900
10		85,200	60,600	39,500	30,900	24,900	21,300	13,800
11		87,000	62,600	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
12		88,500	64,600	43,100	33,300	27,300	23,400	15,600
13		90,000	66,300	44,900	34,400	28,300	24,300	16,400
14			67,800	46,700	35,300	29,300	25,000	17,000
15				48,500	36,200	30,100	25,700	17,600
16				50,000	36,900	30,900	26,400	18,200
17				51,500	37,600	31,600	27,000	18,700
18				52,800		32,300	27,600	19,200
19				53,900				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

昭和三十五年二月二十一日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

## 口 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 標	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額 円	俸 給 月 額 円			
1	20,200	14,800	12,100	8,200 8,100	6,600 6,500
2	21,200	15,700	13,000	8,600	7,000
3	22,200	16,600	13,900	9,100	7,300
4	23,200	17,500	14,800	9,700	7,600 7,700
5	24,200	18,400	15,700	10,500	8,200 8,100
6	25,200	19,300	16,600	11,300	8,600 8,500
7	26,200	20,200	17,400	12,100	9,000
8	27,200	21,100	18,200	12,900	9,700
9	28,200	22,000	19,000	13,700	10,400
10	29,200	22,900	19,700	14,500	11,100
11	30,100	23,800	20,400	15,200	11,700
12	31,000	24,700	21,000	15,800	12,300
13	31,900	25,600	21,600	16,400	12,900
14	32,800	26,400	22,200	16,900	13,400
15	33,700	27,200	22,700	17,400	13,900
16	34,600	27,900	23,200	17,900	14,400
17	35,500	28,500	23,700	18,400	14,900
18	36,300	29,100	24,200	18,900	15,400
19	37,100	29,600	24,700	19,400	15,900
20	37,900	30,100	25,200	19,900	16,400
21	38,600	30,600	25,700	20,400	16,900
22	39,300	31,100	26,100	20,900	17,400
23	40,000	31,600	26,500	21,400	17,900
24	40,600	32,100	26,900	21,800	18,400
25	41,200	32,600	27,300	22,200	18,900
26	41,800	33,100	27,700	22,600	19,400
27	42,300	33,600	28,100	23,000	19,800
28	42,800	34,100	28,500	23,400	20,200
29	43,300	34,600	28,900	23,800	20,600
30				24,200	21,000
31					21,400
32					21,800
33					22,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表

職務の等級 号 僕	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額						
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	8,700
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,200
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	9,700
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,300
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,100
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	11,900
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	12,800
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	13,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	15,700
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	16,700
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	17,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	18,400
14			50,000	38,100	31,700	27,500	19,100
15			51,500	39,000	32,500	28,200	19,700
16			52,800	39,900	33,300	28,800	20,300
17			53,900	40,800	34,000	29,400	
18					34,700	30,000	

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 僕	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額						
1	48,200	38,600	28,300	19,300	13,800	10,800	9,400
2	50,600	41,000	29,900	20,500	14,900	11,800	9,800
3	53,100	43,400	31,500	21,800	16,000	12,800	10,300
4	55,600	45,800	33,100	23,100	17,100	13,800	10,800
5	58,100	48,200	34,700	24,400	18,200	14,900	11,800
6	60,600	50,600	36,300	25,700	19,300	16,000	12,800
7	62,600	52,600	37,900	27,000	20,400	17,100	13,800
8	64,600	54,200	39,500	28,300	21,500	18,200	14,900
9	66,300	55,800	41,300	29,900	22,600	19,300	16,000
10	67,800	57,100	43,100	31,500	23,800	20,400	17,100
11		58,400	44,900	33,100	25,000	21,500	18,200
12		59,700	46,700	34,700	26,200	22,600	19,300
13		61,000	48,500	36,000	27,400	23,700	20,400
14			50,000	37,100	28,600	24,800	21,500
15			51,500	38,000	29,800	25,900	22,600
16			52,800	38,900	31,000	27,000	23,700
17			53,900	39,600	32,000	28,100	24,800
18				40,300	33,000	29,200	25,800
19				41,000	34,000	30,200	26,800
20					34,800	31,200	27,800
21					35,600	32,100	28,700
22					36,400	32,900	29,600
23					37,200	33,700	30,500
24					37,900	34,500	31,200
25						35,200	31,900
26						35,900	32,600
27							33,300
28							33,900

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十五年十二月二十一日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

口 公安職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額							
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	9,000	7,500
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,500	7,300
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	10,100	8,200
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,800	8,100
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,700	9,000
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	12,700	9,500
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	13,700	10,100
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	14,700	10,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	15,700	11,600
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	16,700	12,600
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	17,700	13,600
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	18,700	14,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	19,700	15,600
14			50,000	38,100	31,700	27,400	20,700	16,600
15			51,500	39,000	32,500	28,100	21,600	17,400
16			52,800	39,900	33,300	28,800	22,400	18,100
17			53,900	40,800	34,000	29,500	23,100	18,800
18					34,700	30,200	23,800	19,500
19					35,400	30,800	24,500	20,100
20					36,100	31,400	25,200	20,700
21						32,000	25,900	21,300
22						32,600	26,500	21,900
23							27,100	22,500
24							27,700	23,100
25							28,300	23,700

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	41,000	28,600	21,100	15,000	9,500
2	43,500	30,300	22,600	16,200	10,100
3	46,000	32,000	24,100	17,400	10,800
4	48,500	33,800	25,600	18,600	11,700
5	51,000	35,600	27,100	19,800	12,800
6	53,500	37,400	28,600	21,100	13,900
7	56,000	39,200	30,100	22,400	15,000
8	58,500	41,000	31,600	23,700	16,100
9	61,000	42,800	33,100	25,000	17,200
10	63,500	44,600	34,600	26,300	18,300
11	65,500	46,400	36,100	27,600	19,400
12	67,000	48,200	37,600	28,700	20,500
13	68,500	50,000	38,800	29,800	21,400
14	69,800	51,500	40,000	30,900	22,300
15	71,100	52,800	41,000	31,800	23,200
16	72,400	54,100	42,000	32,700	24,100
17	73,700	55,200	42,900	33,600	24,900
18			43,800	34,400	25,600
19				35,200	26,300
20				36,000	27,000
21					27,700
22					28,300
23					28,900
24					29,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	21,100	15,700	10,800	7,600
2	22,300	16,700	11,700	7,500
3	23,500	17,800	12,700	8,000
4	24,700	18,900	13,700	8,400
5	25,900	20,000	14,700	8,900
6	27,100	21,100	15,700	9,400
7	28,300	22,200	16,700	10,000
8	29,500	23,300	17,700	10,800
9	30,700	24,400	18,700	11,600
10	31,900	25,500	19,700	12,500
11	32,900	26,600	20,700	13,400
12	33,900	27,700	21,700	14,300
13	34,900	28,800	22,800	15,200
14	35,900	29,900	23,800	16,100
15	36,900	30,900	24,900	17,100
16	37,900	31,900	24,900	18,100
17	38,900	32,900	25,700	18,900
18	39,900	32,700	26,400	19,500
19	40,800	33,400	27,100	20,100
20	41,700	34,100	27,800	20,700
21	42,600	34,700	28,500	21,300
22	43,400	35,300	29,100	21,900
23	44,200	35,900	29,700	22,500
24	45,000	36,500	30,300	23,100
25	45,800	37,100	30,900	23,700
26	46,600		31,500	24,300
				24,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表  
イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	80,700	88,000	24,700	20,200	12,800	9,300
2	83,800	40,600	26,600	21,700	14,000	10,100
3	86,900	43,200	28,500	23,200	15,200	11,000
4	90,000	45,800	30,400	24,700	16,400	11,900
5	93,100	48,400	32,300	26,300	17,600	12,800
6	96,200	51,000	34,200	27,900	18,900	13,900
7	99,300	53,600	36,100	29,500	20,200	15,000
8	102,400	56,200	38,000	31,100	21,500	16,100
9	105,500	58,800	39,900	32,700	22,800	17,300
10		61,400	41,800	34,300	24,100	18,500
11		64,000	43,700	35,900	25,400	19,700
12		66,600	45,600	37,500	26,700	20,900
13		69,200	47,500	39,100	28,000	22,100
14		71,800	49,400	40,700	29,300	23,300
15		74,400	51,300	42,300	30,400	24,400
16		76,500	53,200	43,900	31,500	25,500
17		78,600	55,100	45,500	32,600	26,600
18		80,700	56,700	47,100	33,700	27,700
19		82,600	58,300	48,700	34,800	28,800
20		84,500	59,900	50,300	35,900	29,800
21		86,400	61,300	51,700	37,000	30,800
22		88,200	62,700	53,100	38,000	31,800
23		90,000	63,900	54,500	39,000	32,600
24			65,100	55,700	40,000	33,400
25				56,900	40,900	34,200
26				58,100	41,800	35,000
27				59,100	42,700	35,800
28				60,100	43,600	

備考 (イ) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(ロ) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

昭和三十五年十二月二十一日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

## ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 標	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	31,900	12,800	8,600
2	33,500	13,900	8,900
3	35,100	15,000	9,300
4	36,700	16,100	10,100
5	38,300	17,300	10,900
6	39,900	18,500	11,800
7	41,900	19,700	12,800
8	43,900	20,900	13,900
9	45,900	22,100	15,000
10	47,900	23,300	16,100
11	49,900	24,500	17,200
12	51,900	25,700	18,300
13	53,900	26,900	19,400
14	55,900	28,100	20,500
15	57,900	29,300	21,600
16	59,900	30,600	22,700
17	61,900	31,900	23,800
18	63,500	33,200	24,900
19	65,100	34,500	26,000
20	66,500	35,800	27,100
21	67,900	37,100	28,000
22	69,100	38,400	28,900
23	70,300	40,000	29,800
24		41,600	30,600
25		43,200	31,400
26		44,800	32,200
27		46,400	32,800
28		48,000	33,400
29		49,600	34,000
30		50,900	
31		52,200	
32		53,500	
33		54,700	
34		55,900	
35		56,900	
36		57,900	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和二十五年十一月二十一日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

六四

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	25,000	10,000	8,600
2	26,300	10,900	8,900
3	27,600	11,800	9,300
4	28,900	12,800	10,000
5	30,200	13,800	10,800
6	31,500	14,800	11,700
7	32,800	15,800	12,700
8	34,100	16,900	13,700
9	35,400	18,000	14,700
10	37,100	19,100	15,700
11	38,800	20,200	16,700
12	40,500	21,400	17,700
13	42,200	22,600	18,700
14	43,900	23,800	19,700
15	45,600	25,000	20,700
16	47,300	26,200	21,700
17	49,000	27,400	22,700
18	50,700	28,600	23,500
19	52,400	29,800	24,300
20	53,700	31,000	25,100
21	55,000	32,200	25,800
22	56,300	33,400	26,500
23	57,400	34,600	27,200
24	58,500	35,800	27,800
25	59,600	37,000	28,400
26	60,500	38,200	
27	61,400	39,400	
28		40,600	
29		41,800	
30		43,000	
31		44,100	
32		45,200	
33		46,300	
34		47,200	
35		48,100	
36		49,000	
37		49,800	
38		50,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和二十五年十二月二十一日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸給月額	2 等 級 俸給月額	3 等 級 俸給月額	4 等 級 俸給月額	5 等 級 俸給月額	6 等 級 俸給月額	7 等 級 俸給月額
1	80,700	48,800	34,700	24,400	14,400	12,300	8,100 8,000
2	83,800	51,900	36,600	25,800	15,600	13,300	8,300
3	86,900	55,000	38,500	27,200	16,800	14,400	8,600
4	90,000	58,100	40,400	28,700	18,000	15,500	8,900
5	93,100	61,200	42,300	30,200	19,200	16,700	9,300
6	96,200	64,300	44,200	31,700	20,500	17,900	10,300
7	99,300	67,400	46,500	33,200	21,800	19,100	11,300
8	102,400	70,500	48,800	34,700	23,100	20,300	12,300
9	105,500	73,600	51,100	36,200	24,400	21,500	13,300
10		76,200	53,400	37,700	25,700	22,700	14,300
11		78,800	55,700	39,200	27,000	23,900	15,300
12		80,700	58,000	40,700	28,300	25,100	16,300
13		82,300	60,300	42,200	29,700	26,300	17,100
14		83,800	62,200	43,700	31,100	27,500	17,900
15		85,300	64,100	45,200	32,500	28,700	18,500
16			65,800	46,600	33,900	29,700	19,100
17			67,500	48,000	35,300	30,700	19,700
18				49,400	36,700	31,700	20,300
19				50,800	38,100	32,700	
20				52,000	39,500	33,500	
21				53,200	40,600	34,300	
22				54,400	41,700	35,100	
23				55,400	42,800	35,900	
24				56,400	43,700	36,600	
25					44,600	37,300	
26					45,500	38,000	
27					46,300		
28					47,100		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

## イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	80,700	52,500	36,100	24,700	15,200
2	83,800	55,000	38,400	26,600	16,400
3	86,900	57,500	40,700	28,500	17,600
4	90,000	60,000	43,000	30,400	18,900
5	93,100	62,500	45,300	32,300	20,200
6	96,200	65,000	47,700	34,200	21,700
7	99,300	67,500	50,100	36,100	23,200
8	102,400	70,000	52,500	38,000	24,700
9	105,500	72,500	54,900	39,900	26,300
10		75,000	57,300	41,800	27,900
11		77,000	59,700	43,700	29,500
12		79,000	62,100	45,600	31,100
13		80,700	63,800	47,500	32,700
14		82,300	65,500	49,400	34,300
15		83,800	67,000	51,300	35,900
16		85,300	68,500	52,800	37,500
17			69,800	54,300	39,100
18			71,100	55,600	40,700
19			72,400	56,900	42,300
20				58,200	43,900
21				59,300	45,300
22				60,400	46,700
23				61,500	47,900
24					49,100
25					50,100
26					51,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

## 口 医療職俸給表(二)

号 俸	職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 級	月 額	俸 級	月 額	俸 級	月 額	俸 級	月 額
1		42,300		29,700		16,700		12,000
2		44,900		31,500		18,000		12,900
3		47,500		33,300		19,300		13,800
4		50,100		35,100		20,600		14,700
5		52,700		36,900		21,900		15,700
6		55,300		38,700		23,200		16,700
7		57,900		40,500		24,500		17,800
8		59,900		42,300		25,800		18,900
9		61,900		44,100		27,100		20,000
10		63,500		45,900		28,400		21,100
11		65,100		47,400		29,700		22,200
12		66,500		48,700		31,000		23,400
13		67,800		50,000		32,300		24,600
14				51,100		33,600		25,800
15				52,200		34,700		27,000
16				53,300		35,800		28,000
17						36,900		29,000
18						37,800		29,800
19						38,700		30,600
20						39,500		31,400
21						40,300		32,200
22								33,000
23								33,700
24								34,400
25								35,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十五年十二月二十一日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律案外二件

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
1	22,800	16,800	11,300	8,600
2	24,100	18,000	12,100	8,500
3	25,400	19,200	13,000	9,200
4	26,700	20,400	13,900	9,100
5	28,000	21,600	14,800	9,700
6	29,300	22,800	15,800	10,500
7	30,600	24,000	16,800	11,300
8	31,900	25,200	17,800	12,100
9	33,200	26,400	18,800	12,900
10	34,500	27,600	19,800	13,800
11	35,800	28,800	20,800	14,700
12	37,100	30,000	21,800	15,600
13	38,400	31,000	22,800	16,500
14	39,700	32,000	23,400	17,900
15	40,800	32,800	24,100	18,500
16	41,900	33,600	24,800	19,100
17	43,000	34,300	25,400	19,600
18	43,900	35,000	26,000	20,100
19	44,800	35,700		20,600
20	45,700	36,400		21,100
21	46,400	37,100		
22	47,100	37,800		
23	47,800	38,400		
24	48,500	39,000		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件)

の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「附則第二十項」を「附則第二十二項」に改める。  
附則中第四十項を第四十三項とし、第二十一項から第三十九項までを二十項までを次のように改めることとする。

17 次の各号に掲げる号俸又は俸給月額を受ける職員につき前項の規定により支給される暫定手当の額は、それぞれ当該各号に定めるところにより当該各号に掲げる号俸又は俸給月額ごとに人事院規則で定める。

一 俸給表(行政職俸給表)を除く)の各職務の等級の号俸のうち、それぞれの職務の等級に対応する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第十五号。以下「昭和三十五年改正法」という。)に規定する俸給表の各職務の等級の昇給期間欄に掲げる月数が十二月である号俸及びそれらのうちの最高の号俸の直近上位の号俸と号数を同じくする号俸については、それぞれの号俸と号数を同じくする旧法に規定する俸給表の各職務の等級の号俸については、

て昭和三十五年改正法による改正前の附則第十七項の規定により定められた額。

の施行の日(以下「施行日」といふ。)の前日までの間に、職員の前三項の規定による暫定手当の月額が昭和三十五年改正法による改正前の附則第十七項から

附則第十九項までの規定による暫定手当の月額(以下「旧暫定手当月額」という。)に達しないこと、それぞれの俸給月額に対応する各俸給表の号俸と号数を同じくする旧法に規定する各俸給表の号俸について昭和三十年改正法による改正前の附則第十七項の規定により定められた額。

改定する俸給月額については、それぞれの俸給月額に対応する各俸給表の号俸と号数を同じくする旧法に規定する各俸給表の号俸について昭和三十年改正法による改正前の附則第十七項の規定により定められた額。

18 俸給表の各職務の等級の号俸のうち前項第一号に掲げる号俸以外の号俸を受けける職員及び新法第六条の二後段又は第八条第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用を受ける職員につき附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は前項各号に掲げる号俸又は俸給月額について定められる暫定手当の額を基準として人事院規則で定める。

19 新法第十条の規定による俸給の調整額を受ける職員につき附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、昭和三十年改正法による改正前の附則第十九項の規定により暫定手当の額に加算するものとされる額を基準として人事院規則で定めた額と前二項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。  
昭和三十五年十月一日以後昭和三十五年改正法(附則第一項和三十五年改正法(附則第一項)ただし書に係る部分を除く。)

21 施行日の前日における職員の旧暫定手当月額が、同日における附則第十七項から附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の額をこえるときは、その者の暫定手当の額は、これら

の規定による暫定手当の額が施行日の前日における旧暫定手当月額(施行日以降支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額)に達するまで、その差額を附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

22 昭和三十五年十月一日以後施行日の前日までの間に、昭和三十五年改正法による改正前の附則第二十項の規定による差額(以下「差額」という。)の加算を受けていた者の当該加算を受けた期間に係る暫定手当の額は、附則第十七項から附則第



別表第一

官 職 名	俸 級	月 額
内閣総理大臣	一五〇、〇〇〇円	
国務大臣	一八〇、〇〇〇円	
会計検査院長		
人事院総裁		
検査官(会計検査院長を除く。)		
人事官(人事院総裁を除く。)		
内閣官房長官		
総理府総務長官		
法制局長官		
宮内庁長官		
政務次官		
内閣官房副長官		
総理府総務副長官		
国家公安委員会委員		
公正取引委員会委員長		
土地調整委員会委員長		
文化財保護委員会委員長		
地方財政審議会会长		
侍従長		
式部官長		
公正取引委員会委員		
土地調整委員会委員		
首都圈整備委員会の常勤の委員		
社会保険審査会の委員長及び委員		
労働保険審査会委員		
原子力委員会の常勤の委員		
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員		
科学技術会議の常勤の議員		
運輸審議会委員		
東宮大夫		

別表第二を次のように改める。

別表第二

官 職 名	俸 級	月 額
大 使	五号俸	一五〇、〇〇〇円
	四号俸	一三〇、〇〇〇円
	三号俸	一一〇、〇〇〇円
	二号俸	一〇〇、〇〇〇円
	一号俸	九〇、〇〇〇円
公 使	四号俸	一三〇、〇〇〇円
	三号俸	一一〇、〇〇〇円
	二号俸	一〇〇、〇〇〇円
	一号俸	九〇、〇〇〇円

別表第三を次のように改める。

官 職 名	俸 級	月 額
秘書官	八号俸	六八、〇〇〇円
	七号俸	六一、〇〇〇円
	六号俸	五四、〇〇〇円
	五号俸	四八、〇〇〇円
	四号俸	四二、〇〇〇円
	三号俸	三六、〇〇〇円
	二号俸	三〇、〇〇〇円
	一号俸	二六、〇〇〇円

## 附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。  
改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十五年十月一日からこの法律の施行日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十五年十二月十七日

参議院議長 松野綱平殿

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案  
防衛厅職員給与法の一部を改正する法律  
防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改める。

(小字及び  
——は衆議院修正正)  
衆議院議長 清瀬 一郎

## 第五条第四項中、「行政職俸給表」

の適用を受ける職員にあつては、二十四月」とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」とを削る。

第十一条第一項を次のように改め  
る。

俸給は、毎月一回、その月の十

五日以後の日のうち政令で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、政令で定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第十四条第一項中「事務官等には」の下に「初任給調整手当」を加え、同条第二項中「第十二条から第十三条の二まで」を「第十一条の三、第十二条から第十三条の二まで」に改める。

第十九条中「俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

第二十五条第二項中「四千二百円」を「四千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同条第二項中「事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

別表第一 及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 等級 号俸	参事官等		
		事務官等		俸給月額
		1等級	2等級	
	1	65,300	43,400	23,100
	2	68,800	46,100	24,500
	3	72,300	48,800	25,900
	4	75,800	51,500	27,400
	5	79,300	54,200	28,900
	6	82,800	56,900	30,600
	7	86,300	59,700	32,300
	8	89,800	62,500	34,000
	9	93,300	65,300	35,700
	10	95,900	68,100	37,400
	11	97,900	70,400	39,100
	12	99,600	72,700	40,800
	13	101,300	74,600	42,500
	14		76,300	44,500
	15			46,500
	16			48,500
	17			50,500
	18			52,500
	19			54,500
	20			56,300
	21			57,900
	22			59,400
	23			60,600

昭和三十五年十一月二十一日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

七二一

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	19,500	15,700	13,100	11,900	9,700	8,500	7,600	7,100 7,000
23,300	20,100	16,900	14,300	13,000	10,800	9,100		
24,700	20,800	18,200	15,600	14,200	11,900	9,700		
26,100	22,000	19,400	16,900	15,500	13,000	10,300		
27,500	23,300	20,700	18,200	16,800	14,100			
28,900	24,500	21,900	19,400	17,900	15,200			
30,400	25,800	23,200	20,700	18,900				
31,900	27,100	24,500	21,900	19,800				
33,300	28,500	25,900	23,000	20,600				
34,500	29,800	27,200	24,100	21,400				
35,700	31,200	28,500	25,100					
36,900	32,600	29,600	26,000					
37,900	33,700	30,700	26,900					
38,900	34,800	31,800	27,700					
39,800	35,800	32,700	28,500					
40,700	36,700	33,600						
	37,600	34,500						
	38,400	35,300						
	39,200	36,100						

府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過した

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号 俸	陸海空		將 將 將	陸 将 補	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 陸 尉
	甲	乙		海 将 補	1 等 海 佐	2 等 海 佐	3 等 海 佐	1 等 海 尉
	俸給月額	俸給月額	空 将 補	1 等 空 佐	2 等 空 佐	3 等 空 佐	1 等 空 尉	俸給月額
1	97,400	71,000		56,500	45,300	38,400	33,000	27,900
2	101,200	74,600		59,300	48,100	40,300	34,800	29,400
3	105,000	78,200		62,200	50,900	42,200	36,600	30,900
4	108,800	81,800		65,100	53,700	44,100	38,400	32,400
5	112,500	85,400		68,000	56,500	46,000	40,300	34,200
6		89,000		70,900	59,300	48,100	42,200	36,000
7		92,600		73,800	62,200	50,200	44,100	37,800
8		96,200		76,700	65,100	52,300	46,000	39,600
9		98,800		79,000	68,000	54,400	47,900	41,400
10		100,900		81,300	70,300	56,400	49,700	42,900
11				83,300	72,600	58,400	51,500	44,200
12				85,000	74,600	60,200	53,000	45,400
13					76,300	61,900	54,500	46,500
14						63,400	55,800	47,500
15						64,800	57,000	48,500
16								
17								
18								
19								

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、總理ときは、当該俸給月額をとる俸給月額を定めることができる。



理由として述べるところを申し上げます。と、本年八月八日、人事院は、国会及び内閣に対し、一般職国家公務員の俸給表を全面的に改善し、初任給調整手当を新設し、期末手当を増額すべきことを勧告したので、政府はこれを慎重に検討した結果、このたび、これを実施することが妥当であるとの結論に達し、ここに関係法律について所要の改正を行なうこととした次第であるといたします。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

この法律案は、人事院勧告に基づき、第一に、全俸給表の全等級を通じて、人事院勧告通り、俸給月額を現行俸給月額のおおむね一〇〇%ないし二〇〇%程度引き上げた額とし、昇給期間を原則として十二カ月とすること。第二に、科学技術振興の趣旨に沿い、初任給調整手当を新設し、採用後三年以内の期間、月額二千円以内の額を一年ごとに遞減して支給すること。第三に、十二月十五日に支給する期末手当を〇・一月分増額すること。第四に、委員、顧問、参与等の非常勤職員に対する手当の最高限を四千七百円に増額すること。第五に、俸給の支給方法を改め、月一回払いを原則とすること等の改正のほか、俸給月額の改定及び昇給期間が十二カ月に統一されたこと等に伴い、暫定手当の額のうち、現行暫定手当の額を用い得なくなつた部分につ

理由として述べるところを申し上げますと、本年八月八日、人事院は、国会に及び内閣に対し、一般職国家公務員の俸給表を全面的に改善し、初任給調整手当を新設し、期末手当を増額すべきことを勧告したので、政府はこれを慎重に検討した結果、このたび、これを実施することが妥当であるとの結論に達し、ここに関係法律について所要の改正を行なうこととした次第であると申上げます。

この法律案は、人事院勧告に基づき、第一に、全俸給表の全等級を通じて、人事院勧告通り、俸給月額を現行俸給月額のおおむね一〇%ないし三〇%程度引き上げた額とし、昇給期間を原則として十二カ月とすること。第二に、科学技術振興の趣旨に沿い、初任給調整手当を新設し、採用後三年以内の期間、月額二千円以内の額を一年ごとに遞減して支給すること。第三に、十二月十五日に支給する期末手当を〇・一月分増額すること。第四に、委員、顧問、参事等の非常勤職員に対する手当の最高限を四千七百円に増額すること。第五に、俸給の支給方法を改

いて、現行暫定手当の額に準じて改定することとする等の措置を講ずることと、及び俸給の切りかえ方法及び切かえに伴う措置等を規定しようとするものであります。本改正は公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用し、初任給調整手当の新設及び給の支給方法の改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行することとなつております。

なお、衆議院において、今回の給改定による額が月額九百円に満たないものについて、これを原則的に九百程度になるよう、若干の号律について修正を行なつております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今回、一般職の職員の給与が改定されることになりますに伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められている特別職員についても、その俸給月額に所の改定を行なおうとするものであります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、衆議院において修正の上、当院に送付せられたものであります。この法律案は、一般職の職員の俸給月額の改定等を行なおうとするも

いて、現行暫定手当の額に準じて改定による額が月額九百円に満たないものについて、これを原則的に九百六十日から施行することといたす。及び俸給の切りかえ方法及び切掛けに伴う措置等を規定しようとするものであります。本改正は公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用し、初任給調整手当の新設及び給の支給方法の改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行することといたします。

のあります。事務官等俸給表並びに自衛官俸給表についても、きまして、一般職の例に準じて改定を行なうとともに、防衛大学校の学生手当を支給することができるよう改めようとするものであります。  
なお、衆議院において、一般職の例に準ずる修正を行なつております。

給与改定方針、今回の給与改定に要する経費の点等でありまして、特に委員会の審議の中心となつた問題は、今回の給与改善が、いわゆる上厚下薄であるという点、並びに、給与改定の実施時期が人事院勧告と異なり、十月一日となつてゐる点でありますて、これらのことにつき、政府との間に熱心な質疑応答が長時間重ねられました。その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会において質疑を終了し、次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して横川委員、民主社会党を代表して片岡委員より、それぞれ反対の討論が行なわれ、また、自由民主党を代表して村山委員、無所属クラブの辻委員より、それぞれ賛成の討論が行なわれました。

討論を終わり、直ちに以上三法律案につき、それぞれ採決いたしましたところ、いずれも多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につき、内閣委員長より、次の附帯決議案が提出されました。附帯決議案を朗読いたします。

今後政府が十分検討を加え適当に措置されることを強く要望する。

一、政府は、速となる時期に初任給につき更に検討すべきである。

二、昭和三十二年三月三十一日において、いわゆる高学歴は正が行なわれたが、昭和三十二年四月一日以降の新制大学卒以上の資格取得者並びに昭和十八年度以降師範学校本科及び昭和十九年度以降青年師範学校の卒業者に対しても速かに検討の上善処すべきである。

三、(1)行政職俸給表(1)と(2)、医療職俸給表(2)と(3)、海事職俸給表(4)と(5)のそれぞれの間には、これを区分するには種々の問題もあるので、政府は、この点につき検討せられたい。(2)科学技術振興の基本方針に沿い得るよう、科学技術系統の職員の給与に対し改善を行なう必要ありと認められるので、政府は、この点につき速かに検討せられたい。

四、地方公務員の給与の改定にあつては、地方財政の実情に鑑み、その財源措置について、政府は適正な措置を講ぜられたい。

Digitized by srujanika@gmail.com

従来の経緯もあり、また、実施上の問題も種々あるので、今後人事院等の調査研究と相俟つて、これらを十分検討の上善処したい旨の発言がありまし

○議長(松野謙平君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。伊藤頭道君。

○伊藤源道君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました給与関係の三法案に対し、反対の討論を行なへたいと思ひます。

員は、労働者としての基本的権利であるストライキ、団体交渉権等を剝奪されてから、すでに十二年になるのであります。が、その間、政府は、公務員の利益擁護の機関として発足した人事院すら、この弾圧に迎合し、昭和十九年以来、昨年までの六年間に、まかしの初任給の引き上げ、中だるみの是正などを勧告したのみで、全面的なベース改定をただの一回も勧告していないことは、まさに遺憾のきりません。と言わなければなりません。(拍手)今回の人事院の勧告でも、全く政府の勧策に従属したものであって、たとえは官民給与の比較においても、一かけと「科学」も見出しえないお粗末なもの

であることを指摘せざるを得ないのであります。この、よきな人事院の勧告を、そのまま、うのみにした政府の改正案に対し、以下順を追うて反対の理由を明らかにいたしたいと思います。

まず、第一にあげなければならぬのは、俸給表の体系が極端なる階層化を打ち出しているという点であります。理解を容易にするために、行政職員の八等級までの職階の、各等級間における同金額の昇給間差額は、現在ほんと同一であります。改正案においてますと、その昇給間差額は、上の等級にくらべて大きくなつておるのであります。従いまして、課長とか、部長、局長といふような役付にならなければ、きわめて低い給与で頭打ちになつてしまふのであります。現在同じ等級の俸給を受けている者でも、新俸給に切りかえられたとたんに、上位等級者と下位等級との俸給月額には相当の差がつけられるのであります。それがそれだけではありません。今後昇給の仕組みになつっているのであります。これいわゆる折れ曲がりの強化と言つておりますが、このような折れ曲がりも、特に下

級公務員である八、七、六、五等級などにあたりに極端にしわ寄せされているのがありますて、下級公務員のたまり場をつくりようとするが、今回の改正案によると、給与体系の本体といふべきでありますて、かかる改悪には断固として反対せざるを得ないのです。

低いといふに一七・五%しか引き上げていません。五等級は二三・六%低いといふに一四・七%しか引き上げていません。このように、いずれも期間より一〇%程度も下回っていること、冷酷さをもつてありますから、行政職第一表に当然統合すべき性格の行政職第二表、また、医療職第一表に当然統合すべき医療職第三表、さらに海事職第一表に当然統合すべき海事職第二表等につきましても、ここでは数字を示していよいよ信頼できません。あげることは避けたいと思いますが、いずれも同じ傾向の数字を示してあります。あるいは、申しあげましたように、上にきわめて厚く下にあざめて薄いといふのが実態であると言ふべきであります。今回改定で事務官級については三三・七%、金額にして八百円にして約二万一千円も引き上げていてもかかわらず、下級公務員にはわずかに一〇%足らず、金額にして八百円程度しか引き上げていないことは、決議しますとともに、自民党政府担当の政治によって、最高俸給と最低俸給の人多き人の中にも人々を心から喜んでおられるのです。かかる趣旨をもつて、田内閣の良識と誠意が那辺にあるやうござるるに違ひありません。

三倍という、まことに世界に類例のない驚くべき倍率を示しているのであります。まして、下級公務員の不平不満はそのままにして、池田総理は、政治の信頼を取り戻すために自分は選ばれた、こういうふうにおっしゃつておられましたが、こんな不合理な暴政をあえて強行してしまったために自分は選ばれた、とうとう五十万公務員の信頼を集め得るとおもえになつてゐるのかどうか。この公務員の信頼なくして、どうして政治の信頼を取り戻すことができるでしょうか。よほんな観点からも、池田総理の反省も強く求めることとも、この上層下薄の給与改定を抜本的に是正されることを強く要望するものであります。

員は、今回さらに折れ曲がり俸給表によつて昇級昇格を抑えつけられますので、就職後十年以上経つても、その俸給は一万二千円程度にしかならないのであります。二十七、八才になつて結婚週明期を迎えて、このよろな一万二千円程度の給与では結婚生活は不可能だと言わざるを得ないのです。民間より、はなはだしく低い初任給をカバーするため初任給調整手当を新設いたしましたけれども、科学技術関係者に対し、就職後三年の期間を限つて二千円以内を支給しようとするこの手当の本旨は、まさに羊頭狗肉の策といふばかりません。初任給が低過ぎて公務員の志望がないことをほんとうに憂うるのであるならば、堂々と俸給月額を引き上げべきであります。衆議院における修正案といい、初任給調整手当の新設といい、これらは新局、公務員の初任給が不當に低く押さえられているということを裏書きしているのに過ぎないのであって、低い初任給を実質的にカバーするものとはとうてい考えられないであります。今日、全国家公務員の約七五%を下級公務員が占めておるのでありますが、今回の給与体系と極度に低い初任給では、将来に対する希望を全く失い、勤労意欲も極度にそがれる結果とならざるを得ません。これほどことに重大な問題と言わなければなりません。そこで政府は、すみやかな機会に初任給並びに中だるみ

の是正を真剣に検討すべきであります。

次に、反対の第四の理由は、期末手当が〇・一ヶ月分の増額では不适当に低い過ぎるという点であります。人事院の民間給与の実態調査の結果を見ても、官民期末手当の格差は〇・二九となりますが〇・一ヶ月分の増額では不适当に低い過ぎるという点であります。昨年における民間特別給と比べてさえ〇・二九の格差があるのですが、本年末は空前から見ても、この際、年末手当は二・五ヵ月分支給してしかるべきだと言わざるを得ないのです。なお、公務員の特別給は、現在、期末、勧告と並んで以来、実際の支給方法は期末手当が、勤勉手当は昭和二十七年に設けられた以來、実際の支給方法は期末手当と異なるところがない実情であるのみならず、給与の簡素化といふ点からもないのです。かくして、私の質問に対し、人事院勧告に沿うて給与改善を行なう場合、その実施の時期はその年度の四月にさかのばるべきものであることは認める。政府は今後、人事院勧告の提出された場合、すなはにこれを尊重し、勧告がそのままとして、日本社会党を代表しての反対討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 村山道雄君。  
〔村山道雄君登壇、拍手〕  
○村山道雄君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりまする給与に関する三つの法案に対しまして、賛成の意見を申し上げます。

その理由は、第一に、これらの法案は人事院の勧告を政府が得得する限り忠実に実施しようとするものでござります。また、衆議院での修正点は、特に低額の俸給についてさらにこれを引き上げようとしたものです。この際は、今回の人事院勧告をあたう限り実現をいたしまして、全国の公務員の待遇を改善しようとするこの三つの法案の成立を希望いたしまして、ここに賛成の意を表するものでござります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 片岡文重君。  
〔片岡文重君登壇、拍手〕  
○片岡文重君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となり

格差を比較したら一二・五%であったと発表している以上、四月一日にさかのばつて実施の旨を勧告しなければ、どうしても筋が通らないわけであります。この際、百歩譲つて、人事院の勧告通りということであるならば、この勧告を尊重すると言い続けてきた政府は、当然に五月一日にさかのばつて実施すべきであります。第三十四国会の内閣委員会で、当時の益谷給与担当大臣は、私の質問に対し、人事院勧告に沿うて給与改善を行なう場合、その実施の時期はその年度の四月にさかのばるべきものであることは認める。政府は今後、人事院勧告の提出された場合、すなはにこれを尊重し、勧告がその措置を講ずるよう強く要望申し上げます。かような意味からも、政府はいろいろな事態は到底避けられない、こういふことを断言せざるを得ないわけであります。今回の引き上げ率だけを見て議論をするのは妥当でないといふ当局の説明には、もつともな点があると存ずるのでござります。(拍手)

第四に、今回の人事院勧告自体につきまして、いろいろと内閣常任委員会で論議のありました点、特に委員会の一致した意見として、ただいま委員長から報告されました附帯決議に出ておられまする諸点につきましては、私は、人事院における今後の慎重にしてすみやかな検討と、これに基づく勧告とを期待いたしますのでござりますが、

十月に繰り下げておるのでございま

ました給与関係三法案に対する反対の討論を行なおうと存じます。

申し上げるまでもなく、国家公務員

の給与の問題につきましては、その影響するところを考慮して、その影

響するところを考慮して、その影

響するところを考慮して、それが適正な措置を講ずるためには、あらゆる面から勘案し、検討していかなければ

ればならないのは当然であります。従つて、これが

その第一には、何といつても公務員自

体の生活と立場について考えなければ

なりません。第二には納税者としての

国民の立場からであり、第三には雇用

責任者としての政府の立場、次には國

民の代表者として給与決定の責任にあ

ります。そこで、第一に、公務員の立場

について、遺憾のないよう、慎重な検

討と適正な配慮がなされることが必要

であります。しかしに、たゞいま

上程されております三法案について

これを見ますれば、いずれの点におい

てもはなはだしく真剣な考慮の欠如し

ていることが明らかであります。

すなわち、この法案に賛成いたしか

ねる最大の理由は、もちろんその内容

についてでありますけれども、その以

前、公務員給与の改定にあたつて政

府が十分な検討を行なつていいので

はないかといふを、私は強く抱か

ざるを得ないのであります。このこと

は、内閣委員会における数次の質疑を通して、追水給与担当大臣と水田大蔵

大臣との間に、実施期間に対する勧告

無視の理由について、大きな食い違いのあることをもつて見ても明らかであ

ります。すでに伊藤議員からも指摘せ

ります。そこで伊藤議員からも指摘せ

ります。すでに伊藤議員からも指摘せ

じ例を引くまでもなく、私はこれを省略いたしますけれども、こういうやり

方は、この上に厚く下に薄いというや

り方は、どこをとつても一目瞭然

あります。されまして、人事院報告で明らかに

あります。されまして、民間期末手当に

過重労働の押しつけであることはもちろ

ん、まさに米と麦の階層格差をます

ます拡大しようとすると池田総理の性格

を露骨に現わしたものであるとさえ考

えられるのであります。このことはま

た、特別職の俸給表を見ましても明瞭

であります。すなわち、総理大臣は一

羅七〇%近い昇給であります。このことは、

完全な連絡検討も行なわれずし

て、簡単に五ヵ月も繰り下げるとい

ふに物語る一つの証左であると言えると

おいて、遺憾のないように、慎重な検

討と適正な配慮がなされることが必要

であります。しかるに、たゞいま

上程されております三法案について

思つてあります。

次に、わが党は、今回の人事院勧告

の内容があまりにも上厚下薄、上に厚

く下に薄いということを指摘し、政府

ること。他の俸給表についても、行政

職の改定に見合った改定を行なうべ

た。討論は終局したものと認めます。

三案全部を問題に供します。三案に

これより三案の採決を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書が提出され

た。

〔国会議員の秘書の給料等に關する法

律の一部を改正する法律案〕可決報告書

の不合理的を是正するため、通し号俸給制

俸給表を基準として各俸給表間の調整

を行なうべきである。現行の昇級昇格

は、前時代的な大福報的なやり方であ

ると思つてあります。これが反対の第三の理由であります。

この際、私は以下も諸点について、

をすみやかに採用すべきである。ま

た、大使公使の任用は、外務官僚のみ

に独占させざるを得ないような仕組み

が自動的にこれが適正な改定を行なう

できるだけ近い機会に、給与改定をさ

したが、今回提出せられました法案に

通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

〔参事朗読〕

三案全部を問題に供します。三案に

これより三案の採決を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させ

ます。

〔參事朗讀〕

本日委員長から左の報告書が提出され

た。

〔国会議員の秘書の給料等に關する法

律の一部を改正する法律案〕可決報告書

の不合理的を是正するため、通し号俸給制

俸給表を基準として各俸給表間の調整

を行なうべきである。現行の昇級昇格

は、前時代的な大福報的なやり方であ

ると思つてあります。これが反対の第三の理由であります。

この際、私は以下も諸点について、

をすみやかに採用すべきである。ま

た、大使公使の任用は、外務官僚のみ

に独占させざるを得ないような仕組み

が自動的にこれが適正な改定を行なう

できるだけ近い機会に、給与改定をさ

したが、今回提出せられました法案に

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給料等に關する法律の一部を改正する法律案〔衆議院提出〕を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。ます、委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により追録に

よる、この上厚下薄を是正するために、行政職の初任給を一万円に引き上げ、以下これに準じて五等級以下

の職員の給与を引き上げる措置を講ず

ます。わりたいと存じます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の

掲載

## 国会議員の秘書の給料等に関する

法律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十五年十二月三十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

## 国会議員の秘書の給料等に関する

法律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十五年十二月三十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

第一条 中「二万四千四百円」を「三  
万円」に改める。

第五条 の二の次に第一条を加え  
る。

第一条 中「二万四千四百円」を「三  
万円」に改める。

第五条 の二の次に第一条を加え  
る。

(災害補償)

第五条 の三 国会議員の秘書及びそ  
の遺族は、両議院の議長が協議し  
て定めるところにより、その国会  
議員の秘書の公務上の災害に対す  
る補償等を受ける。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行  
し、第一条の改正規定は、昭和三  
十五年十月一日から適用する。

2 改正前の国会議員の秘書の給料  
等に関する法律の規定に基づいて  
ます。よって本案は全会一致をもつて  
昭和三十五年十月一日からこの法  
律の施行の日の前日までの間に国

## 会議員の秘書に支払われた給与

は、改正後の国会議員の秘書の給  
料等に関する法律の規定による給  
与の内払とみなす。

〔斎藤昇君登壇、拍手〕

○斎藤昇君 大だいま議題となりま  
した国会議員の秘書の給料等に関する法  
律の一部を改正する法律案は、今回、

一般職の職員の給与に関する法律の一  
部改正により、職員の給料額が増額さ  
れるのに伴いまして、国会議員の秘書

の給料月額二万四千四百円を三万円に  
改正することともに、国会議員の秘書の

災害補償制度を整備するため、新たに  
本件に関する規定を設けようとするも  
のであります。

○三木與吉郎君登壇、拍手

〔斎藤昇君登壇、拍手〕

○三木與吉郎君 大だいま上程されま  
した日程第八から第十三までの請願に  
ついて、運輸委員会における審議の結  
果を御報告いたします。

○三木與吉郎君 登壇、拍手

〔斎藤昇君登壇、拍手〕

○三木與吉郎君 大だいま上程されま  
した日程第八から第十三までの請願に  
ついて、運輸委員会における審議の結  
果を御報告いたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第八より第  
十三までの請願を一括して議題とする

ことに御異議ございませんか。  
ます。まず、委員長の報告を求めま  
す。運輸委員長三木與吉郎君。

〔斎藤昇君登壇、拍手〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認  
めます。まず、委員長の報告を求めま  
す。運輸委員長三木與吉郎君。

〔斎藤昇君登壇、拍手〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
ます。よつてこれらの請願は、全会一  
致をもつて採択し、内閣に送付するこ  
とに決しました。

〔斎藤昇君登壇、拍手〕

○議長(松野鶴平君) 日程第十四より  
第二十五までの請願を一括して議題と  
することに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな  
い旨の意見書案を付することに決定いた  
しました。

## 以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな  
い旨の意見書案を付することに決定いた  
しました。

## いただきたいのであります。

委員会におきましては、審議の結果、  
これらの方は、いずれも採択し  
て院議に付し、内閣に送付するを要す  
るものとし、なお、右のうち、政府買  
入米包装容器に紙袋等採用に関する  
請願三件及び政府買入れ米包装容器に  
麻袋採用の請願二件について、政府  
において、麻袋及び紙袋を使用するに  
あたっては、かます等わら加工品の生  
産者の經濟等に及ぼす影響の防止対  
策をもつて採択し、内閣に送付するこ  
とに決しました。

これらの請願は、委員長報告の通り  
採択し、内閣に送付することに賛成の  
諸君の起立を求めます。

〔斎藤昇君登壇、拍手〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
ます。よつてこれらの請願は、全会一  
致をもつて採択し、内閣に送付するこ  
とに決しました。

〔斎藤昇君登壇、拍手〕

七九

昭和三十五年十二月二十一日 参議院会議録第七号 原爆被災者援護対策強化に関する請願外二十一件 滋賀県野洲川の直轄河川編入に関する請願外八件

八〇

○議長(松野鶴平君) 日程第二十六より第四十八までの請願を一括して議題とすること御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉武恵市君。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉武恵市君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

今国会中、社会労働委員会に付託されました請願は三十二件であります。その要旨は請願文書表によつて御了承をいたさうとして存じます。

委員会におきましては、これらの請願について審査の結果、さらに検討のため、その結論を留保したものと除き、ただいま議題となりました第二十

六、原爆被災者援護対策強化に関する請願は、おおむね妥当なものと認めまして、いずれも全会一致をもつて議院の会議に付し、内閣

に送付すべきものと決定いたしました。

右報告をいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決しました。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

今国会中、社会労働委員会に付託されました請願は三十二件であります。その要旨は請願文書表によつて御了承をいたさうとして存じます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長稻浦鹿藏君。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長稻浦鹿藏君。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長稻浦鹿藏君。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長稻浦鹿藏君。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長稻浦鹿藏君。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長稻浦鹿藏君。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

○吉武恵市君 ただいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申上げます。

武内	大矢	五郎君
松永	椿	正君
永岡	阿部	忠二君
	竹松君	光治君
	田中	繁夫君
	村尾	文重君
	久保	一君
	羽生	三七君
	内村	清次君
	赤松	常子君
政府委員	國務大臣	國務大臣
大藏政務次官	建設大臣	建設大臣
厚生政務次官	田中	田中
農林政務次官	安藤	迫水
運輸政務次官	井原	梅吉君
労働大臣官房長	福家	久常君
	井原	茂穂君
	岸高君	覺君
	三治	
	俊二君	
	重信君	

昭和三十五年十二月二十一日 參議院会議録第七号

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月二十一日

定価一部十五円  
(但し良質紙は二十円)  
郵送料共  
発行所 東京都新宿区市谷本町一五  
大藏省印刷局  
電報九段御三一三  
官報